

指定排水施設**設置**（使用、変更）届出書

川越市長

様

該当するものを **で囲んで下さい。わからない場合は、記入せずにお持ちください。**

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
(電話番号)

株式会社 川越  
埼玉県川越市元町

代表取締役 川越 三郎  
1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 1

社 株  
川 式  
越 会  
会 代  
社 表

会社名、本社の所在地、代表者名及び代表者印又は署名が必要です。

埼玉県生活環境保全条例**第52条第1項**（第53条第1項、第54条第1項）の規定により、指定排水施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社 川越	整理番号	
工場又は事業場の所在地	川越市元町 -	備考	パンフレット（「埼玉県の水質規制」）を参考に該当する名称を記入してください。
指定排水施設の種類	共同調理場及び病院以外の 集団給食施設に設置される 厨房施設		
指定排水施設の構造	別紙1のとおり。	審査結果	
指定排水施設の使用の方法	別紙2のとおり。	備考	
汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
用水及び排水の系統	別紙5のとおり。		

- 備考
- 「指定排水施設の種類」の欄には、同条例別表第2第4号に掲げる区分及び名称を記載すること。
  - 別紙1から別紙5までの記載に当たっては、できる限り図面、表等を利用すること。
  - 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 印の欄には、記載しないこと。
  - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

## 指定排水施設の構造

工場又は事業場における施設番号	工場図面と対応させてください	
名称	厨房施設	
型式		可能な限り、設計業者などに問い合わせて記入してください。能力は必ず記入してください。
構造	鉄筋コンクリート造	
主要寸法	30m×20m	
能力	800食/日	
配置	別紙配置図のとおり	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	2000年 8月 1日	年 月 日
工事完成予定年月日	2000年10月 1日	年 月 日
使用開始予定年月日	2000年10月 1日	年 月 日
参考事項		

備考 「配置」の欄には、当該指定排水施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

## 指定排水施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		工場図面と対応させてください			
名称		厨房施設			
設置場所		別紙配置図のとおり			
操業の系統		別紙系統図のとおり			
使用時間間隔		連続			
1日当たりの使用時間		7時間			
使用の季節変動		なし			
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		別紙原材料一覧のとおり			
汚水等の汚染状態	物質の種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7	6～8		
	BOD	15	20		
	SS	20	30		
	n-ヘキサン(動)	5	8		
	大腸菌郡数	30	40		
汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)		通常	最大	通常	最大
		25	30		
参考事項					

日常使用しているもののリストを作ってください。(日によって変動がある場合は平均で記載)

備考 「汚水等の汚染状態」の欄には、埼玉県生活環境保全条例施行規則第27条各号に掲げる物質及び同規則第28条各号に掲げる項目のうち、当該指定排水施設が設置されている工場又は事業場から排出される排出水の汚染状態に係る規制基準において定められた物質の種類又は項目について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	工場図面と対応させてください				工場図面と対応させてください								
処理施設の設置場所	別紙配置図のとおり				別紙配置図のとおり								
設置年月日	年月日				年月日								
工事着手予定年月日	2000年 8月 1日				2000年 8月 1日								
工事完成予定年月日	2000年10月 1日				2000年10月 1日								
使用開始予定年月日	2000年10月 1日				2000年10月 1日								
種類及び型式	自動連続				自動連続								
構造	RC造				FRP製								
主要寸法	5m×2.5m×5m				給水:青色 } 色分け。 排水:赤色 } 雨水:緑色 } この図面に施設・排水口等の配置を記入しても結構です。								
能力	450人槽												
処理の方式	合併浄化槽(接触バッキ式)												
処理の系統	別紙処理系統図参照												
集水及び導水の方法	別紙給排水系統図参照												
使用時間間隔	連続				連続								
1日当たりの使用時間	24時間				24時間								
使用の季節変動	なし				なし								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	滅菌剤:1.4kg/日				汚水処理施設の維持管理業者に問合せください。どうしてもわからない場合は別紙4の汚染状態のみでも結構です。								
汚水染等状の態	物質の種類・項目	通常		最大									
		処理前	処理後	処理前									処理後
汚水等の量 (m <sup>3</sup> / 日)	30	30	40	40	25	25	30	30					
残さの種類、月間の種類別生成量及び処理方法	余剰汚泥:1.9kg/日 業者引抜処分												
排出水の排出方法	側溝 川				処理後、合併浄化槽へ流入。								
参考事項													

し尿処理槽(浄化槽)も記入すること。また、汚水がいくつかの処理槽を通過する場合、その旨「排出水の排出方法」の欄に明記してください。

同規則第2  
排出水の汚

※汚水の状態に係る規制基準において定められた物質の種類又は項目について記載すること。  
2 「排出水の排出方法」の欄には、排水口の位置及び数並びに排出水の排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口1			
排水水の汚染状態	物質の種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7	8		
	BOD	15	30		
	SS	20	40		
	n-ヘキサン抽出物 質量 (動植物性油脂)	5	5		
	大腸菌群数	30	30		
排水水の量 (m <sup>3</sup> / 日)		通常	最大	通常	最大
		30	40		
参考事項		<p>別紙として、環境検査測定機関が発行した計量証明書の写真を添付してください。埼玉県内の検査機関は環境保全課までお問い合わせください。</p>			

基準値を超過しないように注意してください。

別紙として、環境検査測定機関が発行した計量証明書の写真を添付してください。埼玉県内の検査機関は環境保全課までお問い合わせください。

備考 「排水水の汚染状態」の欄には、埼玉県生活環境保全条例施行規則第27条各号に掲げる物質及び同規則第28条各号に掲げる項目のうち、当該指定排水施設が設置されている工場又は事業場から排出される排水水の汚染状態に係る規制基準において定められた物質の種類又は項目について記載すること。

用水及び排水の系統

<p>用水及び排水の 系 統</p>	<p>別紙給排水系統図参照</p> <div data-bbox="660 1037 1141 1205" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p>別紙4で記入した日平均排出水量と使用量の合計が一致するよう注意して記入してください。</p> </div>		
<p>用途別用水使用量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量 (m<sup>3</sup> / 日)</p>
	<p>厨房用水・飲用水</p>	<p>水道水</p>	<p>25</p>
	<p>生活雑排水</p>	<p>井戸水</p>	<p>5</p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>
	<p></p>	<p></p>	<p></p>

# 必要書類

指定施設のカタログまたは写真。  
既設、新設、廃止がわかるようにしてください。

給排水系統図。（との共用も可。）  
給水：青色 }  
排水：赤色 } 色分けしてください。  
雨水：緑色 }

操業の系統図。

次頁参照。

原材料のリスト。

1日に使用する平均的な量を大体で結構ですので一覧にしてください。

排水処理施設のカタログまたは図面。処理の系統図。

業務用排水処理施設、浄化槽など所有している処理施設のものすべてを用意してください。

環境検査研究機関が発行した、計量証明書。（基準超過していないか確認してください。）

工場全体の図面。

各指定施設がどこに設置してあるかわかるようにしてください。

（複数の場合は番号を付けてください。）また、変更届の場合は変更前、変更後の各図面が必要です。

# 操業の系統図

例：食品製造業

